

東神楽町下水道事業経営戦略 概要版

令和 7 年 4 月 東神楽町建設水道課

経営戦略改定の趣旨

近年の下水道普及状況は、人口減少、老朽化施設や浸水被害等の災害の増加、経営環境が厳しさを増す中、下水道サービスを持続的・安定的に町民へ提供していくためには、経営環境の変化に適切に対応し、一層の経営基盤の強化を図ることが必要となっています。

「経営戦略」は、将来需要に見合った施設更新をする「投資計画」と、必要な財源を計画的かつ適切に確保する「財政計画」から成り立ちます。この「投資計画」と「財政計画」は別々に策定されるものではなく、相互に関連し、収支が均衡した形となるような計画となっています。

そして、令和 4 年の総務省通知「経営戦略の改定推進について」では、策定した経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、PDCA サイクルを通じて質を高めていくため、3 年から 5 年内の見直しを行うことが重要であるとしており、経営戦略の見直し率を令和 7 年度までに 100%とすることとされています。

このような背景から、本町公共下水道事業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための計画として、「東神楽町下水道事業経営戦略」を改定しました。

計画期間

経営戦略の計画期間は 10 年以上を基本とし、3～5 年ごとに成果の検証・評価を行います。東神楽町下水道事業経営戦略の計画期間は次のとおりです。

東神楽町下水道事業経営戦略の

目標年度 : 令和 16 年度

計画期間 : 10 年間（令和 7 年度～令和 16 年度）

事業の概要

本町の公共下水道は、昭和 54 年より計画的に整備を進め、令和 5 年度末時点の処理区域内人口は 8,338 人、処理区域面積は 257.4ha となっており、40 年以上において町民の公衆衛生の確保に努めてきました。

表 1 公共下水道 事業概要

項目	内容
事業	公共下水道（1処理区）
供用開始年度	昭和57年度
法適・法非適用区分	法適用
処理区域内人口密度	32.5人/ha
流域下水道等への 接続の有無	旭川市西部終末下水道処理場へ接 続し、広域処理している
処理場数	0

表 2 下水道使用料体系

基本水量（1カ月）：8m³あたり880円＝110円/m³

1立方メートルあたりの超過料金表

水量	超過料金
9m ³ を超える家事用水量	110円
9m ³ から20m ³ までの家事用以外水量	110円
21m ³ から50m ³ までの家事用以外水量	126円
51m ³ を超える家事用以外水量	165円

そして下水道事業の経営は下記の理由から、今後、さらに厳しい経営状況になることが予想されます。

- 下水道料金が道内平均 3,689 円に対して 2,200 円と安価。
（家庭用 1 か月 20m³ 当たり料金、令和 5 年度時点）
- 老朽化施設の増加とそれに伴う更新により多額の工事費が発生。
- 建設資材費や電気料金の高騰。

将来の事業環境と経営課題

「東神楽町人口ビジョン（令和 6 年改訂版）」によると、本町の人口は今後、減少傾向にあり、有収水量（料金徴収の対象となる水量）についても同様に減少していくものと想定されます。この使用水量の減少は料金収入の減少につながります。

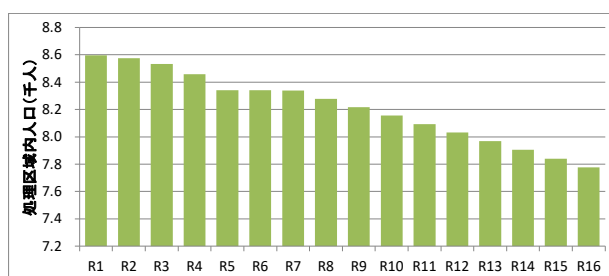


図 1 処理区域内人口の見通し

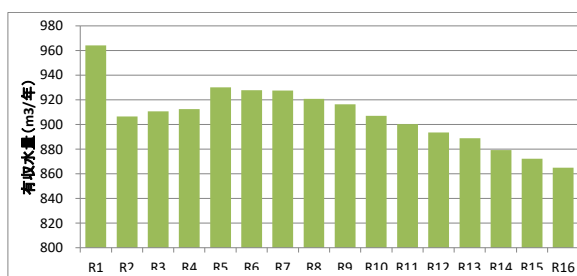


図 2 有収水量の見通し

その一方で今後、下水道事業において下記の課題がさらに顕在化してきます。
そのような状況の中、必要な事業を確実に進めつつ、下水道経営の健全化に向け、資金の確保が必要です。

- **下水道ストックマネジメント計画に基づく老朽化施設の建設改良費の増加**
これまでに整備された下水道管渠およびマンホールポンプ設備の老朽化対策として、改築・更新を継続的に行う必要があります。
- **雨水対策に基づく雨水管の整備**

近年の気候変動に伴う豪雨被害の対策として、東神楽地区市街地の雨水管の整備を進めていく必要があります。

経営の基本方針

1. 基本方針

「第9次東神楽町総合計画」に基づき、下記の施策に取り組みます。

1. 公共下水道事業の推進

下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的な管路調査を行い、老朽化した管渠の改築更新・耐震化など施設の適正管理を図ります。

また、下水道ストックマネジメント計画の見直しを適宜行い、より一層の施設の適正な維持管理を図ります。

2. 雨水対策の推進

雨水対策として、東神楽地区市街地の雨水管の整備を進めます。

3. 下水道事業の健全経営

下水道事業のより一層のさらなる効率化や経費の削減を図るとともに、下水道事業の持続に必要な料金水準・料金体系の見直しを行い、健全な運営を図ります。

2. 具体的施策

本経営戦略期間において、下記の具体的施策を進めます。

下水道施設の老朽化対策、雨水対策	投資・財政計画の健全化
- 老朽化対策事業：ストックマネジメント計画を踏まえて、既存施設の点検調査及び更新を計画的に実施する - 雨水対策事業：雨水管の整備を行う	- 施設整備の効率化 - 運転管理費の効率化 - 料金回収率の向上（料金改定） - 総務省繰出基準外の繰入金の縮小

投資・財政計画

1. 投資

計画期間である令和16年度までの10年間の主な投資内容は次のとおりです。

10年間の主な投資計画

(単位：百万円、税込)

事業名	事業概要	10年間の事業費
老朽化対策 (下水道ストックマネジメント事業)	幹線流量計更新工事	約32
	遠方監視装置（役場内）更新工事	約2
	非常通報装置更新工事	約6
雨水対策	雨水管渠新設布設工事 (忠別川排水区)	約36
合計		約76

2 財源対策

● 下水道料金

現在の赤字経営を改善するためには、下水道料金を見直し収益の増加を見込むこと

が必要です。このことで、財政収支の均衡を図る必要があります。

下水道料金の見直しについては令和 7 年度以降、旭川市西部下水終末処理場で共同処理を行っている旭川市他の近隣下水道事業の状況を把握した上、下水道料金体系、料金改定率、実施時期等の基本方針を決定します。

● **企業債**

料金収入だけでは賄えない財源を企業債の発行により対応します。なお、将来の財政負担を考慮し、経営指標「企業債残高対事業規模比率」を現況程度に抑制するよう努めます。

3. 投資・財政計画

計画期間内における投資・財政計画の概要は次のとおりです。

【投資・財政計画のシミュレーション条件】

- ・ 計画期間 10 年間の収益的収支が黒字とならない場合、下水道料金を改定する。
 【現行料金より 1.70 倍で試算】
- ・ 10 年間の投資に対して資金不足が生じないように、交付金や内部留保資金を活用して資金調達する。資金不足分に対しては企業債（償還期間 30 年、借入利率年 2.0%）を借入する。
- ・ 下水道料金見直し後のシミュレーションについては、総務省繰出基準外の繰入金を 0 とする。

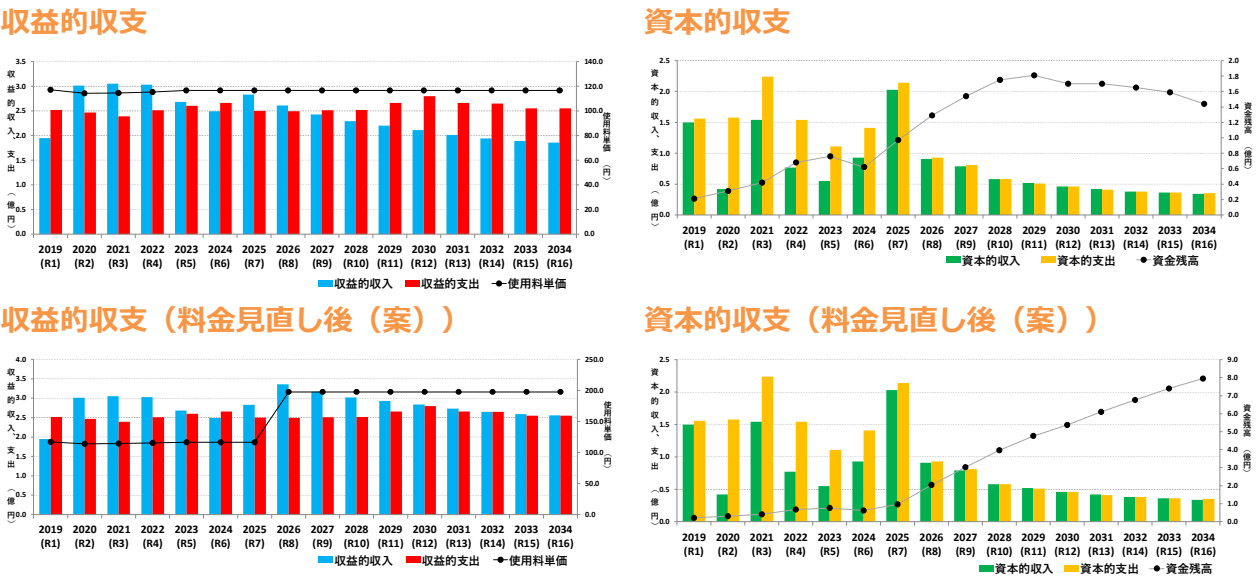


図 3 投資・財政計画の概要

進捗管理

経営戦略のフォローアップについては、図 4 のロードマップの考え方に沿って、適宜見直しを図ります。

活動内容	2024年 R6	2025年 R7	2026年 R8	2027年 R9	2028年 R10	2029年 R11	2030年 R12	2031年 R13	2032年 R14	2033年 R15	2034年 R16
経営戦略計画期間											
経営戦略の改定	◎					◎					◎
下水道料金の検討											

図 4 ロードマップ